

中間決算公告(写)

銀行法第20条に基づいて、下記の間中間決算公告を行いました。なお、同法第21条第1項及び第2項の規定により、本中間決算公告を本誌に掲載しております。

第4期中間決算公告

平成18年12月6日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行
頭取 奥 正 之

中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,844,197	預渡性預金	66,147,242
コ ー ル マ ネ	1,275,484	コ ー ル マ ネ	2,393,807
買現先勤定	81,686	売現先勤定	2,547,399
債券貸取引支払保証金	1,067,359	債券貸取引受入担保金	790,836
買入金銭債権	1,761	特定取引負債	3,141,635
特定取引資産	360,065	借 用 金	1,635,612
金 銭 の 信 託	3,085,593	外 国 為 替	2,909,422
有 価 証 券	2,820	社 託 勤 定 借	333,041
貸 出 金	22,047,445	信 託 勤 定 借	3,710,437
外 国 為 替	53,902,477	そ の 他 負 債	50,733
そ の 他 資 産	868,028	賞 与 引 当 金	1,503,085
無 形 固 定 資 産	1,432,776	ポ イ ン ト 引 当 金	8,277
繰 延 税 金 資 産	553,697	特 別 法 上 の 引 当 金	792
支 払 承 諾 見 込 金	73,251	金 融 先 物 取 引 責 任 準 備 金	18
貸 倒 引 当 金	889,187	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	49,276
	4,435,152	支 払 承 諾	4,435,152
	△771,822	負 債 の 部 合 計	89,656,772
		(純資産の部)	
		資 本 金	664,986
		資 本 剰 余 金	1,367,548
		資 本 準 備 金	665,033
		そ の 他 資 本 剰 余 金	702,514
		利 益 剰 余 金	677,810
		そ の 他 利 益 剰 余 金	677,810
		海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	0
		行 員 退 職 積 立 金	1,656
		別 途 準 備 金	219,845
		繰 越 利 益 剰 余 金	456,308
		自 己 株 式	-
		株 主 資 本 合 計	2,710,345
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	841,657
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△84,171
		土 地 再 評 価 差 額 金	24,558
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	782,045
		純 資 産 の 部 合 計	3,492,390
資 産 の 部 合 計	93,149,162	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	93,149,162

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 7年～50年 |
| 動 産 | 2年～20年 |
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会平成11年1月22日）が平成18年8月11日付けで一部改正され（「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,400百万円、「社債」は2,400百万円、それぞれ減少しております。
- なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記24.の3カ月以上延滞債権又は下記25.の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割った金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は536,992百万円であります。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務債務 | その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理 |
13. 「One's plus」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
- ポイント使用による費用は、従来はポイント使用時に費用処理しておりましたが、利用見込額を合理的に算定することが可能となったため、当中間会計期間よりポイント引当金を計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ経常利益及び税引前中間純利益は792百万円それぞれ減少しております。
14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は60,758百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は44,682百万円（同前）であります。

16. 異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建の他の有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

17. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

18. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。

20. 関係会社の株式及び出資金総額 1,625,547百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 449,799百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 63,722百万円

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は42,129百万円、延滞債権額は485,764百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は33,648百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は271,960百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は833,503百万円であります。

なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は807,877百万円であります。このうち手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は884百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	40,501百万円
特定取引資産	53,278百万円
有価証券	5,564,463百万円
貸出金	512,885百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	1,340,000百万円
売現先勘定	790,836百万円
債券貸借取引受入担保金	3,003,162百万円
借入金	893,600百万円
支払承諾	72,342百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金9,078百万円、買入金銭債権38,898百万円、特定取引資産848,721百万円、有価証券4,363,766百万円、貸出金1,621,611百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は70,829百万円、先物取引差入証拠金は3,177百万円あります。

29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金1,732,931百万円が含まれております。

31. 社債には、劣後特約付社債 1,867,007 百万円が含まれております。
32. 1株当たりの純資産額 54,933 円 11 銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は 1,497 円 64 銭減少しております。
33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。34. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	749,783	739,869	△9,914
地方債	96,997	94,594	△2,403
社債	379,828	375,729	△4,099
その他	9,687	9,908	221
合計	1,236,297	1,220,101	△16,195

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	43,569	111,894	68,325
関連法人等株式	228,334	192,785	△35,549
合計	271,903	304,679	32,776

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	1,942,381	3,564,457	1,622,075
債券	8,584,151	8,414,999	△169,151
国債	7,385,376	7,236,136	△149,240
地方債	454,442	444,430	△10,011
社債	744,332	734,432	△9,899
その他	3,862,211	3,826,718	△35,493
合計	14,388,744	15,806,175	1,417,430

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 575,902 百万円を差し引いた額 841,528 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間会計期間におけるこの減損処理額は 809 百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,148,319
関連法人等株式	34,043
その他	47,689
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く。）	383,671
非上場債券	2,698,066
非上場外国証券	309,834
その他	385,291

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,602	2,820	217

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 88 百万円を差し引いた額 129 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計 1,188 百万円含まれております。

36. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 843,867 百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 170,923 百万円であります。
37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件については違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,521,444 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 31,417,046 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,163,602 百万円
貸出金償却	154,282
有価証券償却	424,905
貸倒引当金	115,603
退職給付引当金	64,671
減価償却費	6,490
繰延ヘッジ損益	59,851
その他	43,810
繰延税金資産小計	2,033,219
評価性引当額	△498,386
繰延税金資産合計	1,534,833
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△575,990
退職給付信託設定益	△41,722
退職給付信託返還有価証券	△20,860
その他	△7,071
繰延税金負債合計	△645,645
繰延税金資産の純額	889,187

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号 平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,576,561百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「行員退職積立金」、「別途準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
40. 「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成15年10月31日））、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
41. 単体自己資本比率（国際統一基準） 11.48%

中間損益計算書(平成18年4月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		1,115,678
資 金 運 用 収 益	777,964	
(うち貸出金利息)	(536,196)	
(うち有価証券利息配当金)	(155,120)	
信 託 報 酬	1,407	
役 務 取 引 等 収 益	219,239	
特 定 取 引 収 益	43,432	
そ の 他 業 務 収 益	55,870	
そ の 他 経 常 収 益	17,763	
経 常 費 用		846,600
資 金 調 達 費 用	334,155	
(うち預金利息)	(172,533)	
役 務 取 引 等 費 用	59,752	
特 定 取 引 費 用	3,307	
そ の 他 業 務 費 用	91,580	
営 業 経 費	294,617	
そ の 他 経 常 費 用	63,187	
経 常 利 益		269,078
特 別 利 益		50,368
特 別 損 失		21,095
税 引 前 中 間 純 利 益		298,351
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,753
法 人 税 等 調 整 額		106,951
中 間 純 利 益		183,646

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 3,307円70銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 3,252円19銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益14,742百万円を含んでおります。
6. 「その他経常費用」には、貸出金償却39,937百万円、株式等償却5,924百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失4,959百万円を含んでおります。
7. 「特別利益」には、退職給付信託返還益36,330百万円及び貸倒引当金戻入益13,330百万円を含んでおります。
8. 「特別損失」は、清算手続きに入った子会社の株式に係る損失18,203百万円、減損損失1,457百万円及び固定資産処分損1,434百万円であります。
9. 当中間会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	遊休資産 27物件	土地、建物等	873百万円
近畿圏	遊休資産 11物件	土地、建物等	210百万円
その他	遊休資産 12物件	土地、建物等	373百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。

当中間会計期間は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

信託財産残高表
(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	8,080	金 銭 信 託	529,687
有 価 証 券	241,904	有 価 証 券 の 信 託	33,297
受 託 有 価 証 券	33,297	金 銭 債 権 の 信 託	595,876
金 銭 債 権	708,378	包 括 信 託	129,944
そ の 他 債 権	1,009		
銀 行 勘 定 貸	50,733		
現 金 預 け 金	245,401		
合 計	1,288,805	合 計	1,288,805

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産はありません。
 3. 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

第4期中間決算公告

平成18年12月6日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行
頭取 奥 正 之

中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,928,282	預 金	72,216,146
コールローン及び買入手形	1,477,077	譲 渡 性 預 金	2,509,353
買 現 先 勘 定	110,257	コールマネー及び売渡手形	2,562,041
債券貸借取引支払保証金	1,178,045	売 現 先 勘 定	805,915
買 入 金 銭 債 権	941,102	債券貸借取引受入担保金	3,141,635
特 定 取 引 資 産	3,385,488	特 定 取 引 負 債	1,930,582
金 銭 の 信 託	2,820	借 用 金	1,849,359
有 価 証 券	22,166,757	外 国 為 替	329,273
貸 出 金	59,760,811	短 期 社 債	3,500
外 国 為 替	929,490	社 債	4,004,370
そ の 他 資 産	1,608,992	信 託 勘 定 借	50,733
有 形 固 定 資 産	626,724	そ の 他 負 債	2,197,060
無 形 固 定 資 産	85,659	賞 与 引 当 金	16,464
リ ー ス 資 産	26,043	退 職 給 付 引 当 金	13,493
繰 延 税 金 資 産	946,630	特 別 法 上 の 引 当 金	18
支 払 承 諾 見 返	3,824,571	繰 延 税 金 負 債	48,090
貸 倒 引 当 金	△ 949,212	再評価に係る繰延税金負債	49,929
		支 払 承 諾	3,824,571
		負 債 の 部 合 計	95,552,539
		（純資産の部）	
		資 本 金	664,986
		資 本 剰 余 金	1,603,512
		利 益 剰 余 金	448,757
		株 主 資 本 合 計	2,717,256
		その他有価証券評価差額金	850,289
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 87,669
		土 地 再 評 価 差 額 金	37,865
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 52,757
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	747,728
		新 株 予 約 権	4
		少 数 株 主 持 分	1,032,013
		純 資 産 の 部 合 計	4,497,004
資 産 の 部 合 計	100,049,543	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	100,049,543

＜中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針＞

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 121社
- 主要な会社名 株式会社みなと銀行
株式会社関西アーバン銀行
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
Manufacturers Bank
SMB C ファイナンスサービス株式会社
SMBC Capital Markets, Inc.

なお、SMBC Leasing (UK) Limited 他11社は株式取得等により、当中間連結会計期間から連結される子会社及び子法人等としております。

また、住銀保証株式会社他1社は合併等により、SMB Cフレンド証券株式会社他1社は、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となったこと等により、子会社及び子法人等でなくなったため、当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

- 主要な会社名 SBCS Co., Ltd.

非連結の子会社及び子法人等の総資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子法人等 3社
- 主要な会社名 SBCS Co., Ltd.

- ② 持分法適用の関連法人等 25社
- 主要な会社名 プロミス株式会社
エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社
株式会社クオーク

N I F S M B C - V 2 0 0 6 S 1 投資事業有限責任組合他1社は新規設立等により、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等としております。

また、エヌエスエス投資事業有限責任組合他3社は連結される子法人等となったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等から除外しております。

③ 持分法非適用の関連法人等

持分法非適用の関連法人等の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

3月末日	5社
4月末日	1社
6月末日	56社
7月末日	1社
9月末日	58社

② 3月末日を中間決算日とする連結される子法人等は、9月末日現在、4月末日を中間決算日とする連結される子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、平成18年8月に設立された6月末日を中間決算日とする連結される子法人等については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

<中間連結貸借対照表の注記>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の連結される在外子会社及び子法人等においては、現地の会計基準に従って処理しております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残り価額とする定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 社債発行費は原則として支出時に全額費用として処理しております。また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会 平成11年1月22日）が平成18年8月11日付けで一部改正され（「金融商品に関する会計基準 企業会計基準第10号」、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,400百万円、「社債」は2,400百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当行並びに主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記25.の3カ月以上延滞債権又は下記26.の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は715,948百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

13. 当行並びに連結される国内子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングの有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は60,758百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は44,682百万円（同前）であります。

15. 当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

16. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。

17. 当行並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。

19. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません

20. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 該当ありません

21. 関係会社の株式(及び出資金)総額 (子会社の株式(及び出資金)を除く) 256,511百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 492,340百万円

リース資産の減価償却累計額 30,904百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 64,987百万円

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は65,026百万円、延滞債権額は620,473百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は36,865百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は406,751百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,129,117百万円であります。

なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は885,675百万円であります。このうち手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は884百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	103,547百万円
特定取引資産	53,278百万円
有価証券	5,832,862百万円
貸出金	557,311百万円
その他資産(延払資産等)	1,936百万円

担保資産に対応する債務

預金	16,352百万円
コールマネー及び売渡手形	1,340,000百万円
売現先勘定	791,883百万円
債券貸借取引受入担保金	3,003,162百万円
特定取引負債	139,666百万円
借入金	930,197百万円
その他負債	1,352百万円
支払承諾	167,064百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金9,108百万円、買入金銭債権38,898百万円、特定取引資産848,721百万円、有価証券4,092,185百万円及び貸出金1,621,611百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は79,601百万円、先物取引差入証拠金は4,613百万円であります。

30. 当行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の連結される子会社及び子法人等も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

当行	平成10年3月31日及び平成14年3月31日
一部の連結される子会社及び子法人等	平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の連結される子会社及び子法人等 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金617,500百万円が含まれております。

32. 社債には、劣後特約付社債2,138,556百万円が含まれております。

33. 1株当たり純資産額 54,445円50銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,559円87銭減少しております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。35. につ

いても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	749,983	740,068	△9,915
地方債	96,997	94,594	△2,403
社債	379,828	375,729	△4,099
その他	9,917	10,139	222
合計	1,236,726	1,220,530	△16,195

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	1,975,076	3,624,863	1,649,787
債券	9,328,369	9,152,117	△176,252
国債	7,874,685	7,719,249	△155,436
地方債	512,392	501,778	△10,613
社債	941,292	931,089	△10,202
その他	4,175,686	4,140,944	△34,742
合計	15,479,132	16,917,925	1,438,792

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債584,174百万円を差し引いた額854,618百万円のうち少数株主持分相当額6,261百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額1,809百万円を加算した額 850,166百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は1,243百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
その他	8,667
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く。）	472,476
非上場債券	2,729,834
非上場外国証券	473,946
その他	393,974

36. 金銭の信託の保有目的の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,602	2,820	217

なお、上記の評価差額から繰延税金負債88百万円を差し引いた額129百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

37. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計34,361百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は 857,892 百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 185,462 百万円であります。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,255,842百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが31,389,278百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は3,552,655百万円であります。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (6) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。
- (7) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。
40. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
41. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を当中間連結会計期間から適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
42. 「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
43. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 4百万円
44. 子法人等の企業結合関係
- (1) 子法人等を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日並びに法的形式を含む企業結合の概要
- ①子法人等を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容
株式会社三井住友フィナンシャルグループ(事業の内容:銀行持株会社)
SMBCフレンド証券株式会社(事業の内容:証券業)
- ②企業結合を行った主な理由
わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。
- ③企業結合日
平成18年9月1日
- ④法的形式を含む企業結合の概要
当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式交換により当行の子法人等であったSMBCフレンド証券株式会社を完全子会社といたしました。
- (2) 実施した会計処理の概要
- ①個別財務諸表上の会計処理
株式会社三井住友フィナンシャルグループ株式の取得原価は、株式交換直前のSMBCフレンド証券株式会社株式の帳簿価額に基づいて算定しており、交換損益の計上はありません。
- ②連結財務諸表上の会計処理
SMBCフレンド証券株式会社への投資の修正額は取り崩し、「連結子会社の減少に伴う減少」として利益剰余金を減少させております。
- (3) 事業の種類別セグメントにおいて、当該子法人等が含まれていた事業区分
その他事業
- (4) 当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に計上されている当該子法人等に係る損益の概算額
- | | |
|------|-----------|
| 経常収益 | 27,565百万円 |
| 経常利益 | 8,955百万円 |
45. 当行は、平成18年12月4日開催の取締役会において、今後の成長戦略を支えるための自己資本増強策として、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社を英国領ケイマン諸島に設立することを決議いたしました。決議された発行予定の優先出資証券の概要は次の

とおりであります。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited
	英国領ケイマン諸島に新たに設立する、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社	
証券の種類	米ドル建 配当非累積的 永久優先出資証券	英ポンド建 配当非累積的 永久優先出資証券
	当行普通株式への交換権は付与されません	
発行総額	未定	未定
資金使途	当行に対する永久劣後特約付貸付に充当	
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当行が発行する優先株式と実質的に同順位	
発行形態	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited に対して全額割り当てる	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited に対して全額割り当てる
上場場	シンガポール証券取引所（予定）	

（注）関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としております。

46. 連結自己資本比率（国際統一基準） 10.86%

中間連結損益計算書 〔平成18年4月 1日から
平成18年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	1,352,539
資金運用収益	894,549
（うち貸出金利息）	(635,622)
（うち有価証券利息配当金）	(158,254)
信託報酬	1,407
役員取引等収益	284,445
特定取引収益	54,496
その他業務収益	98,184
その他経常収益	19,456
経常費用	1,033,774
資金調達費用	344,291
（うち預金利息）	(199,967)
役員取引等費用	60,513
特定取引費用	2,883
その他業務費用	130,603
営業経費用	378,653
その他経常費用	116,829
経常利益	318,765
特別利益	49,150
特別損失	3,843
税金等調整前中間純利益	364,072
法人税、住民税及び事業税	24,587
法人税等調整額	91,217
少数株主利益	28,188
中間純利益	220,078

＜中間連結損益計算書の注記＞

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益 3,963円89銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 3,897円22銭
 4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
 5. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) リース取引のリース料収入の計上方法
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
 - (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
 6. 「その他経常収益」には、株式等売却益16,366百万円を含んでおります。
 7. 「その他経常費用」には、貸出金償却48,407百万円、株式等償却7,025百万円、延滞債権等を売却したことによる損失5,545百万円及び持分法による投資損失41,421百万円を含んでおります。
 8. 「特別利益」には、退職給付信託返還益36,330百万円、貸倒引当金戻入益7,576百万円及び子会社の増資に伴う持分変動利益4,226百万円を含んでおります。
 9. 「特別損失」には、固定資産処分損1,837百万円及び減損損失2,006百万円を含んでおります。
 10. 当中間連結会計期間において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	遊休資産 27物件	土地、建物等	873百万円
近畿圏	営業用店舗 13カ店	土地、建物等	349百万円
	遊休資産 18物件		410百万円
その他	遊休資産 12物件	土地、建物等	373百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当中間連結会計期間は、当行では遊休資産について、また、連結される子会社及び子法人等については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。